

## [要 旨]

### 第1 瑕疵担保責任..... (1頁)

- 瑕疵担保責任と債務不履行責任の関係について、瑕疵担保責任は、債務不履行責任と適用場面の区別が明確でない（条文適用の重複可能性がある）制度ではなく、現在の実務における通説的な使い方である、債務不履行による救済から漏れた場合（売主無過失など）に、公平（売買の等価的均衡）の観点から、買主に対し、特別の救済を与える制度（適用場面が重複せず、かつ、現行実務に沿う制度）として設計すべきである。その際の救済の方法としては、解除・信頼利益の賠償等を基礎におくべきである。
- 570条における「瑕疵」の用語は維持すべきである。「瑕疵」に代えて「契約不適合」という用語を用いることに反対する。
- 570条における「隠れた」の要件は維持すべきである。その際の「隠れた」の意味は、善意（無過失）と考えるべきである。
- 瑕疵担保責任において、契約責任説の立場を前提に、追完請求権（代物請求権と瑕疵修補請求権）、代金減額請求権を新たに認めることとし、これらの権利、損害賠償請求権及び解除権の関係等についてルールを置くべきという考え方については、その前提の考え方及びルールを置くべきとの考え方いずれにも反対する。
- 瑕疵担保責任の短期期間制限について、消滅時効の一般原則に限る必要はないが、現行法よりもある程度長期のものとして明確な時効期間を設けるべきである。債権の消滅時効の一般原則を適用する代わりに買主が瑕疵を知ったときは合理的期間内に通知義務を課すとの考え方には反対する。
- 善意あるいは免責事由として買主の悪意（561条後段、563条2項・3項、565条、566条1項・2項）を削除するとの考え方に反対する。現行法を維持すべきである。
- 他人物売買における善意の売主の解除権（562条）を削除するとの考え方に反対する。現行法を維持すべきである。

- 数量の不足又は物の一部滅失（565条）について、570条に吸収すべきとの考え方に反対する。現行法を維持すべきである。
- 地上権等がある場合等における売主の担保責任（566条）について、①買主の主観的要件を不要とするという前提に立ち、地上権等がない状態で権利移転をすべき場合に適用される旨を明記する考え方、②代金減額請求権を認める考え方のいずれにも反対する。
- 強制競売の場合に物の瑕疵が瑕疵担保責任とされないとの規定（570条但書）を削除するとの考え方に反対する。
- 533条や546条等の規定が適用されるとの規定（571条）を削除するとの考え方に反対する。現行法を維持すべきである。
- 数量超過の場合の売主の権利については、規定は不要である。

## **第2 売買の効力（担保責任以外）**..... (19 頁)

- 売買一般における売主の義務として、原則として引渡義務と対抗要件具備義務を負う旨の規定、買主の受領義務（登記引取義務を含む）を一般的に認める旨の規定、いずれの明文化も不要である。

## **第3 贈与**..... (21 頁)

- 贈与契約を要式行為、要物行為とするとの考え方に反対する。現行法を維持すべきである。
- 贈与において、受贈者の背信行為や忘恩行為等を理由として、贈与者に、契約の撤回や解除等を認める余地を認める旨の規定の明文化については、賛成・反対の意見の両論があった。なお、仮に、本提案に係る法理を明文化するとしても、履行前・履行後の区別を設けるなどの類型化が必要である。

## **第4 消費貸借**..... (24 頁)

- 消費貸借を諾成契約とすることにつき、反対する意見と賛成する意見がほぼ同数であった。

- ①貸主が事業者であり借主が消費者である場合には、利息の有無や書面の有無を問わず、貸主が目的物を借主に交付するまでは、借主は消費貸借を解除することができるとする考え方、および②貸主が事業者であれば、借主が消費者でなくても、利息の有無や書面の有無を問わず、貸主が目的物を借主に交付するまでは、借主は消費貸借を解除することができるべきであるとの意見については、いずれも反対する。
- 消費者保護のための特別法において、抗弁の接続に関する規定を設けることは別として、抗弁の接続に関する規定を民法典に新設することには、反対する。

## 第5 賃貸借..... (30 頁)

- 賃貸借の目的物である不動産の所有権が移転した場合における旧所有者との間の賃貸借契約の帰すうについて明文を設けることについては賛成する。但し、賃貸人たる地位を旧所有者に留保する旨の合意の効力について規定することについては反対する。
- 目的不動産の所有権の移転に伴って賃貸人たる地位が新所有者に移転する場合において、敷金返還債務が当然に新所有者に承継されとする判例・通説を条文上明記することに賛成する。なお、敷金返還債務が新所有者に承継される場合において、旧所有者もその履行を担保する義務を負う旨の規定を設ける考え方には反対する。

## 第6 請負..... (35 頁)

- 請負の規律を、仕事の成果が有体物である類型や、仕事の成果が無体物であるが成果の引渡しが可能である類型のものに限定すべきであるとの考え方に反対する。
- 請負人が仕事を完成したときには注文者は目的物を受領する義務を負うとの考え方に反対する。

- 請負契約の報酬について、受領と同時に支払わなければならない旨を規定すべきであるとの考え方に反対する。
- 請負人が仕事を完成することができなくなった場合について、①その原因が注文者に生じた事由であるとき及び②その原因が注文者の義務違反であるときという場合分けにより規律するとの考え方に反対する。民法536条2項に規定する「債権者の責めに帰すべき事由」の概念を維持すべきである。請負人の債務不履行を原因として注文者が解除した場合等において、一定の要件の下に解除を制限し、報酬請求することができる旨の法文を置くことには賛成する。
- 瑕疵担保責任を債務不履行責任と理解しつつ請負人について必要に応じて特別を設けるとの考え方に反対する。
- 請負人の瑕疵担保責任の存続期間を一律に1年に制限する規定は削除した上で、注文者が目的物に瑕疵があることを知ったときは注文者はその旨を請負人に通知しなければならず、これを怠ったときは瑕疵に基づく権利を行使することができないものとするとの考え方に反対する。注文者が瑕疵を知った時と注文者が仕事を履行として受領した時から起算するとの方向性に賛成する。

## 第7 委任..... (47頁)

- 委任事務の処理が不可能になった場合の報酬請求権について、①委任者に生じた事由に基づく場合及び②委任者の義務違反に基づく場合に分けて規定するとの考え方に反対する。
- 準委任の適用対象を、第三者との間で法律行為でない事務を行うことを目的とするものに限定する一方で、典型契約に該当しない役務提供型契約の受皿規定を準委任とは別に設けるべきであるとの考え方について、賛成する意見と反対する意見がほぼ同数であった。
- 役務提供の履行が不可能になった場合の報酬請求権について、①履行不能の原因が役務受領者に生じた事由であるとき及び②履行不能の原因が役務受領者の義務違反であるときに分けて規定するとの考え方に反対する。

## 第8 雇用.....(51 頁)

- 雇用に関する規定は、法制審議会だけでなく、労働政策審議会でもあわせて審議すべきである。
- 使用者の責めに帰すべき事由により労務が履行されなかった場合の報酬請求権の帰すうについて、「使用者の義務違反」や「使用者側に起因する事由」といった文言により規律するとの考え方に反対する。民法536条2項の文言を維持すべきである。

## 第9 和解.....(54 頁)

- 和解の要件に関し、当事者の互譲の要件は存置すべきである。
- 錯誤による和解の無効の主張が認められる範囲については、和解契約の解釈の問題として整理するのが適当である。もっとも、和解と錯誤との関係について明確な基準を立てることが可能であれば、当該基準に基づいて和解と錯誤との関係を条文上明確化することに反対するものではない。

## 第10 ファイナンス・リースの典型契約化の要否.....(57 頁)

- ファイナンス・リースの典型契約化に反対する。ファイナンス・リースは、他の典型契約と比較して、典型契約としての普遍性・抽象性が十分でなく、また、典型契約化について実務界からの要請も強いとは言い難い状況にある。

以上